5　労働安全衛生法第四十四条第一項の第二種圧力容器、小型ボイラー及び小型圧力容器に係る登録個別検定機関の事務所の名称の変更

名称	変更前の事務所の名称	事務所の所在地	変更後の事務所の名称	変更年月日
一般社団法人日本ボイラ協会	近畿検査事務所	大阪府大阪市中央区谷町二丁目九番三号	近畿検査事務所	平成二十六年三月三十一日
	兵庫検査事務所			

○厚生労働省告示第二百六十八号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十四条において準用する第四十九条の規定により、同法第四十四条第一項の登録個別検定機関について、業務の全部を廃止する届出があったので、同法第百十二条の二第一項（第三号に係る部分に限る。）及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第十九条の二の規定に基づき告示する。

平成二十六年六月二十七日　厚生労働大臣　田村　憲久

名称	住所	法人代表者名	廃止する個別検定の業務の範囲	廃止年月日
損保ジャパン日本興亜リスクマネジメント株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目二十四番二号	石川　秀洋	第二種圧力容器についての個別検定の業務	平成二十六年四月一日

○厚生労働省告示第二百六十九号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年六月二十七日　厚生労働大臣　田村　憲久

第1のAの2中「増殖させる技術」の下に「（最終的に宿主（組換えDNA技術において，DNAが移入される生細胞をいう。以下同じ。）に導入されたDNAが，当該宿主と分類学上同一の種に属する微生物のDNAのみであること又は組換え体（組換えDNAを含む宿主をいう。）が自然界に存在する微生物と同等の遺伝子構成であることが明らかであるものを作製する技術を除く。）」を加える。

○厚生労働省告示第二百七十号

食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の規定に基づき、組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成十二年厚生省告示第二百三十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年六月二十七日　厚生労働大臣　田村　憲久

第二条に次のただし書を加える。

ただし、次のいずれかに該当することが明らかであるものを作製する技術を除く。

一　最終的に宿主（組換えDNA技術において、DNAが移入される生細胞をいう。以下同じ。）に導入されたDNAが、当該宿主と分類学上同一の種に属する微生物のDNAのみであること。

二　組換え体（組換えDNAを含む宿主をいう。）が自然界に存在する微生物と同等の遺伝子構成であること。

第五条の次に次の一条を加える。

（安全性の審査を経た旨の公表がなされた品種同士を掛け合わせた品種の取扱い）

第六条　第三条第四項の規定により安全性の審査を経た旨の公表がなされた品種同士を伝統的な育種の手法を用いて掛け合わせた品種（組換えDNA技術により新たに獲得された形質が宿主の代謝系に影響を及ぼすものではないもの同士を掛け合わせた品種に限る。）のうち、次に掲げる要件を満たすものについては、同項の規定による安全性の審査を経た旨の公表がなされたものとみなす。

一　組換えDNA技術により新たに獲得された性質が掛け合わせた品種においても変化していないこと。

二　亜種間での交配が行われていないこと。

三　摂取量、食用部位、加工法等の変更がないこと。

○農林水産省告示第八百五十八号

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）別表第二大中型まき網漁業の項第九号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定めた期間を次のように定める。

平成二十六年六月二十七日　農林水産大臣臨時代理　国務大臣　石原　伸晃

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令別表第二大中型まき網漁業の項第九号の農林水産大臣が定めた期間は、平成二十六年七月一日から同年九月三十日までとする。

○農林水産省告示第八百五十九号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第六条第一項、第九条第三項、第十一条第一項、第十二条第一項及び第二十八条第一項の規定に基づき、同法第六条第一項の平均輸入価格、同法第九条第一項第一号ハの農林水産大臣の定める額、同法第十一条第一項の異性化糖標準価格、同法第十二条第一項の異性化糖平均供給価格及び同法第二十八条第一項の平均輸入価格を次のように定めたので、同法第六条第二項（同法第九条第四項、第十一条第六項、第十二条第二項及び第二十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、それぞれの適用期間と併せて告示する。

平成二十六年六月二十七日　農林水産大臣臨時代理　国務大臣　石原　伸晃

一　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第六条第一項の平均輸入価格　一、〇〇〇キログラムにつき四九、一九〇円

適用期間　平成二十六年七月一日から九月三十日まで

二　農林水産大臣の定める額　零

適用期間　平成二十六年七月一日から九月三十日まで

三　異性化糖標準価格　一、〇〇〇キログラムにつき一一五、五六〇円（うち消費税額及び地方消費税額分　八、五六〇円）

適用期間　平成二十六年七月一日から九月三十日まで

四　異性化糖平均供給価格　一、〇〇〇キログラムにつき一三八、〇一三円（うち消費税額及び地方消費税額分　一〇、二三円）

適用期間　平成二十六年七月一日から九月三十日まで

五　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第二十八条第一項の平均輸入価格　一、〇〇〇キログラムにつき六八、〇四〇円

適用期間　平成二十六年七月一日から九月三十日まで

○国土交通省告示第七百八号

長電バス株式会社からの一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請事案（事案番号平二十六第五〇〇三号）については、平成二十六年六月十九日付け国運審第十一号により、運輸審議会から、申請どおり認可することが適当である旨の答申があったので、運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第二十九条の規定により、これを告示する。

なお、答申書の内容は、運輸審議会において、閲覧に供する。

平成二十六年六月二十七日　国土交通大臣臨時代理　国務大臣　谷垣　禎一